

2023年5月8日

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の対応について

5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法5類に移行します。

それに伴い、大学での対応を以下の通り変更します。

5類移行に伴い、感染者や濃厚接触者の外出制限はなくなりますが、

新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法の規定する「学校において予防すべき感染症」上の第2種となり、以下の期間は出席停止となります。

※発症後5日間、かつ症状軽快から24時間経過するまで

新型コロナウイルス感染症にかかった時（疑われる場合も含め）は、保健センターに**電話**で連絡してください(042-580-8172) また、上記期間中の授業については、各担当教員への個別の連絡が必要となります。

注意：今まで使用していた新型コロナウイルス連絡フォームは使用できません。